

石川タクシー事件争議和解声明文

2017年8月10日

自交総連石川タクシー富士宮労組

執行委員長 諏訪部みゆき

佐野忠功

佐野みよ子

砂村正夫

久保田常春

2010年2月9日の早朝、組合員からの電話で突然の会社解散、全員解雇を知り、急いで会社に駆けつけると30数台あった営業車は夜中にどこかに運び去られ、会社の入り口にはバリケード、外には従業員の私物が山積みされていました。当日の説明会では会社からの謝罪は一言もありませんでした。生活の保障もなく寒空に会社を放り出された従業員は、自分達で必死に職場を探していました。長年、会社のために働いてきた従業員を物のように平気に切り捨てる命を軽視した会社の行動に強い怒りを感じました。その日のことは7年以上経っても忘れることはありません。企業の経営者としての資質にかける行為であり絶対に行なってはならないことだと思います。

法律違反はタクシーでは大きな事故につながります。解散前、法律違反のない安全で誇りを持って働くことが出来る会社にするため、自交総連の組合として、自交総連本部、自交総連静岡地連の御指導を仰ぎながら、一生懸命改善に力を尽くし会社の法律違反を止めさせてきました。それは、働く者のためだけではなくお客様の安全、会社の信用にも強く結び付くからです。自分の会社を良くしたいと思えば当然です。本来なら会社が率先してやらなければならない仕事です。会社解散、従業員全員解雇は、そんな状況の中、突然起きました。解散の経過や経理資料を専門家に調べて頂いても組合つぶしの偽装解散であることは明らかでした。

解散直後、皆様の協力で弁護士、県評、富士地域労連、自交総連、原告で支援共闘会議を立ち上げ、怒りを力に変え、支援者の皆様と共に支援ビラの配布、富士急への抗議要請行動を始めました。

その年の5月31日職場復帰と慰謝料請求の裁判を起こしましたが、地裁、高裁では中身をまったく見ようとしない不当な判決がくだされ、2015年7月14日最高裁の上告は棄却となり、裁判は終了となりました。しかし静岡県労働委員会に団体交渉拒否の不当

労働行為救済申立てをした結果、2016年10月6日、石川タクシー富士宮に対し「労働者の救済・雇用確保など争議の全面解決に関する団体交渉に速やか応じなければならぬ。」と命令が出されました。その命令を見た時、闇の中に一筋の光を見たような、一気に目の前に道が開けた様なそんな気がしました。

命令を無視して、団体交渉に応じようとしめない会社や親会社の富士急に対し支援者の皆様と共に強固な抗議要請行動を続け、その結果、2017年8月10日中央労働委員会において会社との和解を成立することが出来ました。解散から7年半の闘いでした。長期間、弁護士の先生方、県評、富士地域労連、自交総連と全国の支援者の皆様方には大変お世話になりました。和解を迎えることが出来たのは、「卑劣な解散解雇は絶対に許さない」という強い信念で、私達の闘争に自分の事のように賛同し、結集して下さった多くの支援者の存在があったからです。闘争中、支援者の優しさと励ましの言葉に、ふれるたびに勇気と力を頂きました。

解散時、東京、浜松から解散の説明会に駆けつけ、指導して下さった自交総連の上部団体の皆様、裁判では毎回多くの支援者の皆様が傍聴席をいっぱいにして下さいました。富士急の抗議要請行動では皆様の熱のこもった訴えに感激しました。足を運んだ国会議員要請が身を結び、衆議院国土交委員会でも本村伸子議員の石川タクシー事件についての質問が実現しました。支援者の皆様とともに協力し合い苦難の壁を乗り越えることが出来ました。

皆様に、どんなに感謝してもしきれません。この闘争を通じ、多くの皆様と出会い、優しさにふれ、様々な貴重な経験をさせて頂きました。どんな苦難にあたってもしっかり諦めず、正義を信じ、みんなでいっしょに立ち向かえば必ず結果がついてくることを教えてくれたのがこの闘争でした。皆様と共に苦難を乗り越え最後まで闘争を続けることができたこと、そして自交総連の一員として闘うことが出来たことを誇りに思います。和解に至った事を、共に闘い抜いた仲間と喜び合いたいと思います。石川タクシー事件に関わり、私達組合員5名と共に闘って下さいましたすべての支援者の皆様、長いあいだ御支援、御協力を続けて頂きまして本当に有り難うございました。心より感謝すると共に厚く御礼申し上げます。

以上